資料２

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成３０年３月末・速報）

目　　次

表１　罪名別の新受人員の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

表２　庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

表３　罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員　・・・・・・　４

表４　裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び
　　選任された裁判員・補充裁判員の数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

表５　平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）　・・・・・・・・　６

表６　公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）
　　別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）　・・・・・　６

表７　平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）　・・・・・・・・・・　７

表８　平均取調べ証人数の推移（自白否認別）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

表９　平均評議時間の推移（自白否認別）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

表１　罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
総数	12,886	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	261
強盗致傷	2,987	295	468	411	329	342	321	290	224	253	54
殺人	2,809	270	350	371	313	303	302	303	255	278	64
現住建造物等放火	1,273	98	179	167	128	141	136	162	124	105	33
傷害致死	1,122	70	141	169	146	136	131	107	103	96	23
覚せい剤取締法違反	1,008	90	153	173	105	105	129	58	67	102	26
(準)強制わいせつ致死傷	978	58	105	105	109	133	131	111	115	90	21
(準)強制性交等致死傷	926	88	111	137	124	121	91	104	75	65	10
強盗・強制性交等	475	61	99	83	59	57	36	34	20	21	5
強盗致死(強盗殺人)	315	51	43	37	37	37	27	35	22	19	7
偽造通貨行使	219	34	60	30	34	12	4	20	7	13	5
危険運転致死	197	13	17	20	27	21	23	28	28	18	2
通貨偽造	117	14	18	20	19	17	4	8	6	11	－
銃刀法違反	89	13	5	3	4	10	10	15	10	16	3
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2
保護責任者遺棄致死	69	7	9	12	4	5	7	5	6	10	4
逮捕監禁致死	60	4	18	21	1	4	3	2	1	5	1
組織的犯罪処罰法違反	54	6	5	－	－	3	14	18	1	7	－
麻薬特例法違反	29	1	5	3	2	1	1	11	3	2	－
爆発物取締罰則違反	17	6	－	－	5	2	－	2	1	1	－
身の代金拐取	10	－	3	－	1	1	1	－	3	1	－
麻薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	－	－	－	－	－
拐取者身の代金取得等	3	－	－	－	－	－	－	2	1	－	－
その他	41	3	3	5	2	3	5	10	4	5	1

（注）１　刑事月報による延べ人員である。
２　受理後の罰条の変更等により，裁判員裁判対象事件になったものを含まず，同事件に該当しなくなったものは含む。
３　１通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は，法定刑の最も重い罪名に計上した。
４　未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。
５　「（準）強制わいせつ致死傷」は，監護者わいせつ致死傷を含む。
６　「（準）強制性交等致死傷」は，平成29年法律第72号による改正前の（準）強姦致死傷及び監護者性交等致死傷を含む。
７　「強盗・強制性交等」は，平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
８　「危険運転致死」は，平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律２条に規定する罪である。
９　「銃刀法」は，「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
10　「組織的犯罪処罰法」は，「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
11　「麻薬特例法」は，「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
12　「麻薬取締法」は，「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
13　裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
14　速報値である。

表２　庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年(3月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	11,844	11,045	799	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,344	1,526	929	1,329	1,415	843	1,299	1,220	922	1,190	1,206	906	1,006	1,127	785	1,078	993	870	241	312	799
東京地裁本庁	1,109	1,001	108	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	127	111	88	104	102	90	86	97	79	139	99	119	29	40	108
東京地裁立川支部	315	295	20	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	18	21	18	22	20	20	27	24	23	8	11	20
横浜地裁本庁	544	507	37	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	58	57	42	48	58	32	34	35	31	18	12	37
横浜地裁小田原支部	103	98	5	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	12	15	3	7	5	5	10	9	6	2	3	5
さいたま地裁本庁	590	570	20	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	63	64	50	63	66	47	40	61	26	7	13	20
千葉地裁本庁	1,217	1,114	103	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	102	136	71	92	92	71	115	85	101	29	27	103
水戸地裁本庁	271	242	29	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	27	24	17	34	25	26	24	32	18	34	22	30	8	9	29
宇都宮地裁本庁	189	182	7	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	16	18	12	10	16	6	13	12	7	4	4	7
前橋地裁本庁	176	167	9	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	12	13	9	18	17	10	21	17	14	3	8	9
静岡地裁本庁	75	66	9	4	－	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	9	9	4	5	5	4	13	7	10	1	2	9
静岡地裁沼津支部	100	94	6	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	7	11	12	7	13	6	10	9	7	1	2	6
静岡地裁浜松支部	75	71	4	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	9	7	9	9	11	7	7	9	5	－	1	4
甲府地裁本庁	87	84	3	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	4	9	－	9	6	3	7	6	4	2	3	3
長野地裁本庁	74	69	5	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	5	8	4	1	4	1	11	6	6	2	3	5
長野地裁松本支部	59	52	7	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	2	2	2	5	3	4	10	4	10	－	3	7
新潟地裁本庁	99	96	3	7	－	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	8	9	5	6	9	2	11	6	7	－	4	3
大阪地裁本庁	1,018	955	63	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81	113	103	91	82	112	61	90	85	66	24	27	63
大阪地裁堺支部	268	258	10	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	20	21	15	27	23	19	17	23	13	2	5	10
京都地裁本庁	233	222	11	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	28	31	22	16	23	15	20	20	15	16	15	16	3	8	11
神戸地裁本庁	345	327	18	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25	43	42	26	21	33	14	35	28	21	6	9	18
神戸地裁姫路支部	99	93	6	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	14	7	14	6	14	6	10	11	5	4	3	6
奈良地裁本庁	98	93	5	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	15	13	12	5	10	7	8	10	5	2	2	5
大津地裁本庁	123	110	13	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	14	8	11	7	11	7	14	13	8	6	1	13
和歌山地裁本庁	88	85	3	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	4	10	6	10	4	12	7	9	10	－	7	3
名古屋地裁本庁	533	506	27	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	64	49	53	53	63	43	62	56	49	35	57	27	10	10	27
名古屋地裁岡崎支部	168	166	2	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	17	31	8	15	20	3	10	5	8	－	6	2
津地裁本庁	125	118	7	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	12	12	8	5	8	5	14	11	8	1	2	7
岐阜地裁本庁	156	152	4	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10	21	15	16	7	16	7	9	11	5	1	2	4
福井地裁本庁	59	56	3	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	10	6	8	5	7	6	3	8	1	2	－	3
金沢地裁本庁	61	58	3	7	－	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	8	1	8	3	9	2	5	3	4	1	2	3
富山地裁本庁	45	39	6	1	1	－	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	3	3	1	3	3	1	5	1	5	2	1	6

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年3月末・速報）

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年(3月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	250	239	11	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	23	36	18	34	28	24	16	22	18	16	22	12	1	2	11
山口地裁本庁	81	76	5	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6	7	8	5	6	8	3	14	13	4	3	2	5
岡山地裁本庁	176	167	9	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	11	19	12	19	17	14	15	17	12	1	4	9
鳥取地裁本庁	29	29	－	5	2	3	2	3	2	4	3	3	－	2	1	4	1	4	5	6	3	6	5	4	3	4	3	－	2	1	－	1	－
松江地裁本庁	26	26	－	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	2	1	3	4	－	1	－	1	－	1	－
福岡地裁本庁	474	375	99	43	5	38	61	64	35	56	56	35	34	46	23	36	43	16	62	38	40	54	46	48	55	29	74	67	37	104	6	11	99
福岡地裁小倉支部	184	173	11	10	－	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24	27	35	16	22	25	13	17	18	12	3	4	11
佐賀地裁本庁	73	70	3	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	3	8	2	11	5	8	5	9	4	1	2	3
長崎地裁本庁	65	59	6	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	4	3	4	3	5	2	7	3	6	1	1	6
大分地裁本庁	88	84	4	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	8	7	5	4	6	3	4	4	3	3	2	4
熊本地裁本庁	113	109	4	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	9	7	7	7	8	6	11	9	8	1	5	4
鹿児島地裁本庁	146	143	3	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	11	18	9	13	12	10	8	11	7	1	5	3
宮崎地裁本庁	74	69	5	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	3	11	4	7	6	5	7	7	5	1	1	5
那覇地裁本庁	162	153	9	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	29	17	23	18	28	13	17	17	13	2	6	9
仙台地裁本庁	157	149	8	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	17	11	11	15	15	11	12	16	7	4	3	8
福島地裁本庁	60	59	1	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	7	7	1	7	5	3	8	9	2	－	1	1
福島地裁郡山支部	106	103	3	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	11	4	8	12	11	9	7	11	5	1	3	3
山形地裁本庁	72	68	4	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	6	3	6	6	8	4	8	6	6	－	2	4
盛岡地裁本庁	42	41	1	2	－	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	4	3	3	3	3	3	2	4	1	1	1	1
秋田地裁本庁	58	49	9	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	7	5	6	6	7	5	6	6	5	6	2	9
青森地裁本庁	98	92	6	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	10	6	6	3	7	2	6	3	5	2	1	6
札幌地裁本庁	264	252	12	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	24	29	20	30	28	22	23	31	14	14	21	7	10	5	12
函館地裁本庁	50	48	2	2	－	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	6	6	4	8	7	5	4	6	3	－	1	2
旭川地裁本庁	56	45	11	5	－	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1	8	7	2	8	3	7	3	6	4	7	－	11
釧路地裁本庁	68	66	2	2	－	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	－	11	5	6	7	8	5	4	6	3	2	3	2
高松地裁本庁	115	113	2	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9	9	10	8	10	13	5	11	11	5	1	4	2
徳島地裁本庁	73	68	5	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	11	6	9	8	12	5	9	7	7	2	4	5
高知地裁本庁	61	57	4	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	7	8	4	6	8	2	7	4	5	1	2	4
松山地裁本庁	121	117	4	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13	13	19	7	7	10	4	8	7	5	2	3	4

（注）1　刑事局の調査による実人員である。

2　裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3　訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は，訴因変更決定日ではなく，起訴日をもって新受欄の当該箇所に計上した。

4　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。

5　概数である。

表３　罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																				控訴人員	控訴率（％）
		有罪																		無罪	家裁へ移送	その他	
					有期懲役											有期禁錮		罰金	刑の免除				
												3年以下											
		有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	うち一部執行猶予	うち保護観察	全部執行猶予	うち保護観察		うち全部執行猶予						
総数	11,045	10,723	35	211	103	139	475	1,143	2,132	2,068	1,880	674	7	7	1,852	996	5	3	5	1	86	11	225	3,908	36.1
殺人	2,510	2,450	15	70	46	60	268	426	331	316	275	153	－	－	490	212	－	－	－	－	14	2	44	848	34.4
強盗致傷	2,356	2,274	－	－	1	4	29	134	492	648	590	96	1	1	280	186	－	－	－	－	7	3	72	823	36.1
傷害致死	1,092	1,063	－	－	2	4	2	82	280	253	232	82	－	－	126	30	－	－	－	－	20	2	7	418	38.6
現住建造物等放火	1,060	1,035	－	2	2	2	14	33	49	134	265	111	1	1	423	272	－	－	－	－	5	－	20	218	21.0
覚せい剤取締法違反	880	835	－	－	1	4	37	128	448	179	25	9	－	－	4	2	－	－	－	－	33	－	12	447	51.5
(準)強制わいせつ致死傷	715	709	－	－	－	1	4	12	32	69	189	118	3	3	284	197	－	－	－	－	－	－	6	148	20.9
(準)強姦致死傷	702	673	－	1	13	15	33	111	170	183	104	18	1	1	25	18	－	－	－	－	1	－	28	295	43.8
麻薬特例法違反	290	289	－	－	－	1	7	27	84	119	47	3	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	127	43.9
強盗致死(強盗殺人)	280	273	20	128	18	17	27	42	17	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	4	178	64.5
強盗強姦	271	254	－	7	19	24	34	77	69	17	5	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	17	110	43.3
危険運転致死	189	187	－	－	－	4	3	21	72	48	25	12	－	－	2	1	－	－	－	－	－	2	－	77	41.2
偽造通貨行使	149	149	－	－	－	－	－	－	1	2	30	19	－	－	97	31	－	－	－	－	－	－	－	17	11.4
傷害	66	66	－	－	－	－	－	－	2	2	16	16	1	1	30	14	－	－	－	－	－	－	－	21	31.8
保護責任者遺棄致死	65	61	－	－	－	－	－	3	8	15	14	8	－	－	13	5	－	－	－	－	2	－	2	22	34.9
逮捕監禁致死傷	62	62	－	－	－	－	－	7	13	11	13	5	－	－	13	2	－	－	－	－	－	－	－	23	37.1
集団(準)強姦致死傷	60	57	－	1	－	2	8	8	21	11	2	1	－	－	3	3	－	－	－	－	－	2	1	31	54.4
銃刀法違反	56	53	－	－	－	－	－	8	9	19	14	1	－	－	2	1	－	－	－	－	－	－	3	28	52.8
通貨偽造	38	34	－	－	－	－	－	－	－	－	7	3	－	－	24	6	－	－	－	－	－	－	4	2	5.9
強盗	35	35	－	－	－	－	2	4	5	10	9	2	－	－	3	1	－	－	－	－	－	－	－	12	34.3
(準)強姦	30	30	－	－	－	－	1	5	13	6	3	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	9	30.0
組織的犯罪処罰法違反	16	14	－	2	－	－	5	2	－	2	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	10	66.7
窃盗	13	13	－	－	－	－	－	－	1	－	3	3	－	－	6	2	－	－	－	－	－	－	－	3	23.1
爆発物取締罰則違反	13	12	－	－	1	1	1	4	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	7	58.3
麻薬取締法違反	11	11	－	－	－	－	－	4	3	3	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	45.5
(準)強制性交等致死傷	7	7	－	－	－	－	－	1	－	3	1	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	1	14.3
自殺関与及び同意殺人	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	1	14.3
過失運転致死	7	7	－	－	－	－	－	－	－	3	1	－	－	－	－	－	3	1	－	－	－	－	－	3	42.9
拐取者身の代金取得等	7	7	－	－	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	14.3
建造物等以外放火	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	5	2	－	－	－	－	－	－	－	2	33.3
激発物破裂	6	6	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3	2	－	－	－	－	－	－	－	1	16.7
非現住建造物等放火	5	5	－	－	－	－	－	2	－	－	2	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
暴行	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	－	2	40.0
海賊行為処罰法違反	5	4	－	－	－	－	－	1	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	4	100.0
身の代金拐取	3	3	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
道路交通法違反	3	3	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	2	66.7
建造物等延焼	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	100.0
死体損壊等	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	1	50.0
強盗・強制性交等	2	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	100.0
詐欺	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	50.0
関税法違反	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	100.0
ガス漏出等致死	1	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電汽車転覆	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	100.0
(準)強制わいせつ	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業務上過失致死	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－
重過失致死	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	1	100.0
保護責任者遺棄等	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
営利拐取等	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
常習累犯強盗	1	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
恐喝	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
公用文書毀棄	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	100.0
危険運転致傷	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	100.0

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員である。
２　「その他」は，免訴，公訴棄却，移送（少年法５５条による家裁移送を除く。）等である。
３　未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。
４　有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を，無罪，その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。
５　起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
６　禁錮刑について，刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。
７　「麻薬特例法」は，「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
８　「危険運転致死」は，平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
９　「銃刀法」は，「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
10　「組織的犯罪処罰法」は，「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
11　「麻薬取締法」は，「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
12　「海賊行為処罰法」は，「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
13　「過失運転致死」は，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
14　「危険運転致傷」は，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
15　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
16　裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され，当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
17　速報値である。

表４　裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
イ	裁判員候補者名簿記載者数		2,664,306	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600
ロ	名簿使用率(%)（「ハ」／「イ」）		41.0	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	19.6
ハ	選定された裁判員候補者数		1,091,568 [100.9]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	45,170 [146.7]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数		319,904	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	14,943
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数（「ハ」－「ニ」）		771,664 [71.3]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	30,227 [98.1]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数		344,686	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,700	16,284
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数（「ホ」－「ヘ」）		426,978	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,476	13,943
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数		309,818 [28.6]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	8,865 [28.8]
リ	出席率(%)	（「チ」／「ハ」）	28.4	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	19.6
		（「チ」／「ト」）	72.6	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	63.6
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数		83,227	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	2,432
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	679,947	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,291	31,459
	(b)	辞退率(%)（「ル(a)」／「ハ」）	62.3	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	69.6
ヲ	くじの母数となった候補者数に，理由なし不選任数を加えたもの		265,425 [24.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	7,530 [24.4]
ワ	選任された裁判員の数		62,214	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	1,712
カ	選任された補充裁判員の数		21,187	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	596

（注）１　「イ」は刑事局の集計結果であり，平成２９年以降は，実際には裁判員候補者に選ばれない１８歳及び１９歳の者が含まれる。
なお，１８歳及び１９歳の者については，名簿調製後直ちに消除されるため「ハ」には含まれない。
２　「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり，速報値である。
３　「ニ」及び「ヘ」には，辞退が認められたもののほか，(1)欠格事由，就職禁止事由に該当するとして，呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ，更に前者には，(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
４　「ト」には，そもそも呼出状が到達しておらず，現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
５　「ヌ」には，理由あり不選任決定（裁判員法３４条４項），辞退による不選任決定（同法３４条７項），理由なし不選任決定（同法３６条）及び質問なし不選任決定（同規則３５条２項，３項）がされたものを含み，くじ等による不選任決定（同法３７条３項）がされたものは含まない。
６　「ル（ａ）」のうち，平成２１年及び平成２２年の人数には，(1)欠格事由，就職禁止事由に該当するとして，呼び出さない措置がされたもの，(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
７　「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり，概数である。
８　補充裁判員から裁判員に選任された場合は，重複して計上した。
９［　］は，判決人員（累計10,822人，平成２１年142人，平成２２年1,506人，平成２３年1,525人，平成２４年1,500人，平成２５年1,387人，平成２６年1,202人，平成２７年1,182人，平成２８年1,104人，平成２９年966人，平成３０年308人）１人当たりの平均である。なお，判決人員には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表５　平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
総数	判決人員	10,822	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	308
	平均審理期間（月）	9.1	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.3
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.9	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.6
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
自白	判決人員	5,916	114	970	885	806	725	644	623	568	449	132
	平均審理期間（月）	7.3	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.5
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	1.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4
否認	判決人員	4,906	28	536	640	694	662	558	559	536	517	176
	平均審理期間(月)	11.2	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.4
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.8	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.6
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	1.8

（注）1　刑事通常第一審事件票による。
2　判決人員は実人員である。
3　「公判前整理手続期間の平均（月）」は，裁判員裁判対象事件以外の事件について，公判前整理手続に付されずに公判を開いた後，罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり，期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
4　判決人員には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
5　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
6　速報値である。

表６　公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内	3年を超える	
総数	10,696	－	7	232	853	4,654	2,634	1,234	581	252	98	67	36	18	15	4	11	6.9月
自白	5,836	－	6	201	752	3,248	1,140	317	110	38	8	12	2	2	－	－	－	5.4月
否認	4,860	－	1	31	101	1,406	1,494	917	471	214	90	55	34	16	15	4	11	8.8月

（注）1　刑事通常第一審事件票による実人員である。
2　裁判員裁判対象事件以外の事件について，公判前整理手続に付されずに公判を開いた後，罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり，期日間整理手続に付されたもの等があるため，判決人員は他の表と異なる。
3　判決人員には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
5　速報値である。

表７　平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
総数	判決人員	10,822	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	308
	平均実審理期間(日)	7.8	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	11.6
	平均開廷回数(回)	4.4	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	5.0
自白	判決人員	5,916	114	970	885	806	725	644	623	568	449	132
	平均実審理期間(日)	5.5	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.5
	平均開廷回数(回)	3.7	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9
否認	判決人員	4,906	28	536	640	694	662	558	559	536	517	176
	平均実審理期間(日)	10.7	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.6
	平均開廷回数(回)	5.3	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.8

（注）1　刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
2　判決人員は実人員である。
3　実審理期間は，次の方法により算出した。なお，最長のものは１６０日であり，最短のものは２日である。
(1)　区分審理を行ったものについては，裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
(2)　裁判官のみで第１回公判を開いた後，裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては，裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
(3)　東日本大震災の影響等で公判期日が延期され，裁判員が解任されたものについては，改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
(4)　(1)～(3)以外のものについては，第１回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
4　開廷回数には，３(2)の場合の，裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
5　判決人員には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
7　速報値である。

表８　平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
総数	判決件数	10,162	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	278
	取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.3
	検察官請求証人数	1.8	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.4
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	5,498	110	905	818	753	662	602	579	532	417	120
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
否認	判決件数	4,664	28	518	624	662	632	529	525	505	483	158
	取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.5
	検察官請求証人数	3.1	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.6
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3

（注）1　刑事局への個別報告による件数建てである。
2　証人の数は，刑事局への個別報告による人員であり，相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
3　双方請求の場合には，「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
4　「取調証人実人数」には，職権で取り調べた証人を含む。
5　判決件数には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
7　概数である。

表９　平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年(3月末)
総数	判決人員	10,822	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	308
	平均評議時間(分)	640.3	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	794.5
自白	判決人員	5,916	114	970	885	806	725	644	623	568	449	132
	平均評議時間(分)	501.1	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	591.3
否認	判決人員	4,906	28	536	640	694	662	558	559	536	517	176
	平均評議時間(分)	808.1	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	947.0

（注）1　刑事通常第一審事件票による実人員である。
2　評議時間には，中間評議に要した時間を含まない。
3　判決人員には少年法５５条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4　裁判員法３条１項の除外決定があったものを除く。
5　速報値である。